

# 海外向け山梨県プロモーション動画作成業務委託仕様書

## 1 業務の目的

山梨県は、富士山や果物・ワインに代表されるような観光地としてのイメージは広く定着している。しかし、それにとどまらず、豊かな食文化・機械電子産業などの先端技術の集積地など、全国的に際立った特色も有している。

更に、グリーンゾーン認証などの先進的な政策推進だけでなく、グリーン水素を生み出すための P2G システムの開発や先端医療産業の集積を進めるメディカルデバイスコリドー計画、テストベッドによる実証事業の場づくりなど、新たな付加価値を生む仕掛けづくりに代表されるような、「先進」と「付加価値」を掲げた取組を数多く実施している。

こうした本県の特色・政策が作り出す『イノベーションを生み出すための不断のチャレンジを続ける県』というイメージを、主に海外に向けて PR するためのプロモーション動画を作成する。

## 2 業務委託名称

海外向け山梨県プロモーション動画作成業務委託

## 3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

## 4 委託業務概要

### (1) プロモーション動画の作成

海外で実施するトップセールスや各種会議・式典等で放映する山梨県の特色や県の取組・姿勢等を認知させるためのプロモーション動画の作成

### (2) 海外（アジア圏を想定）向けプロモーション

(1) で作成した動画を活用した海外向けプロモーションの実施

## 5 委託業務内容

### (1) プロモーション動画作成

#### ① 全体的事項

- ・動画作成に係る提案については、実際の作成内容は受託事業者決定後、山梨県と協議して決めて行くが、提案時においては、イメージ図や絵コンテなどを用いて作成予定の動画の内容がわかるようにすること。
- ・提案には、この取り組みにおける KPI とその KPI を設定する理由、効果検証の方法を記載すること。

## ②動画の作成

- ・動画は、次の政策等テーマにフォーカスし、「先進」・「付加価値」をキーワードにして『自然豊かな地ではあるが、イノベーションを生み出すための不断のチャレンジを続ける県』というイメージを訴求するものとする。

《指定テーマ》

- グリーン水素（P2G システム）システム
- 先端医療産業集積（メディカルデバイスコリドー計画）
- 農畜産物のブランド化（アニマルウェルフェア・4%イニシアティブ）
- 美食文化（ワイン・日本酒とジビエなど）
- 自然環境（富士山と水）
- 観光資源（グリーンゾーンによる安心な観光地）

## ③動画の規格等

### (i) 動画時間

3～5分の長尺動画及び30秒～1分の短尺動画の2種類とする。

### (ii) 言語及び字幕・ナレーション

上記(i)の動画のナレーションは日本語・英語の2種類とし、それぞれ日本語字幕・英語字幕・字幕なしの3種類を作成すること。

### (iii) 規格など

ア 映像規格はアスペクト比16：9とすること。

イ データ形式は次のとおりとすること。なお、形式が異なる場合は、それぞれ別のDVD-ROM等に記録するものとする。

- ・YouTubeやTikTokにアップロード可能な形式
- ・一般的なDVDドライブ付きパソコンで再生可能な形式
- ・DVDプレーヤーで再生可能な形式

## (2) 海外（アジア圏を想定）向けプロモーション

### ①全体的事項

- ・動画コンテンツについて多くの人の関心を集めるために実施する施策を具体的に提案すること。
- ・実施に当たり疑義等が生じる場合には県と受託者が協議するものとする。

### ②その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

## (3) 納品

受託事業者は、成果品として(1)(iii)で示したデータ形式により、電子データをDV

D-ROM等に記録し、令和5年3月31日までに納品すること。

## 6 業務実施体制

事業の実施に当たっては、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

### (1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、PR場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、山梨県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を山梨県に通知すること。

### (2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者とともに本業務に係る企画立案・PR業務を行うこと。
- ② 受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を山梨県に通知すること。

## 7 事業報告

### (1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出するものとする。

### (2) 事業成果の帰属等

- ① 委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、全て山梨県に帰属するものとする。
- ② 委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 8 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、海外向け山梨県プロモーション動画作成業務委託に係る

企画提案公募要項に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。

- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

## 9 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議することができるものとする。
- (4) 委託業務において制作したPR資材等の電子データを、山梨県が指定する方法により、成果品として提出すること。成果品についての諸権利は山梨県に帰属する。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (6) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、山梨県の承認を得ること。また、業務の実施に当たっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。